

「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」一部改正 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略) (登録原簿の記載事項)</p> <p>第2条 規則第3条に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外務員についての次に掲げる事項</p> <p>① 氏名、旧氏及び名(旧氏の登録を受けようとする場合に限る。)並びに生年月日</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(登録申請等の手続き)</p> <p>第3条 規則第7条第1項に規定する登録申請書及び同第10条第1項に規定する登録事項の変更等届出(以下、登録申請等という。)の申請者は、会員代表者又は<u>内部管理担当役員等</u>(「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」に規定する<u>内部管理担当役員等</u>をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 第3項に規定する登録申請等の申請は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により行うことができる。<u>ただし、登録申請等の申請を電磁的方法により申請した場合において、本協会から、第7項に規定する書面の原本を提出するように求められたときは、遅滞なく、当該原本を提出しなければならない。</u></p> <p>5 <u>会員は規則第7条の規定により登録申請書等を本協会へ提出した場合には、第7項に規定する書面の原本又は、電磁的方法により申請したPDF ファイルを登録申請等の申請後5年間保存するものとする。</u></p> <p>(審問等の手続き)</p>	<p>第1条 (略) (登録原簿の記載事項)</p> <p>第2条 規則第3条に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 外務員についての次に掲げる事項</p> <p>① 氏名、旧氏及び名(旧氏の登録を受けようとする場合に限る。)、<u>生年月日並びに性別</u></p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(登録申請等の手続き)</p> <p>第3条 規則第7条第1項に規定する登録申請書及び同第10条第1項に規定する登録事項の変更等届出(以下、登録申請等という。)の申請者は、会員代表者又は<u>内部管理担当役員</u>(「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」に規定する<u>内部管理担当役員</u>をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 第3項に規定する登録申請等の申請は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により行うことができる。<u>ただし、本協会から登録申請等の申請に必要な書面の原本を提出するように求められたときは、遅滞なく、当該原本を提出しなければならない。</u></p> <p>5 <u>会員は、第4項ただし書きに規定する書面の原本を、登録申請等の申請後5年間保存するものとする。</u></p> <p>(審問等の手続き)</p>

第4条 本協会は、規則第9条第2項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、会員代表者に通知するものとする。

2 (略)

3 第1項の審問又は前項の聴聞は、内部管理担当役員等の出席を求めて行うものとする。ただし、内部管理担当役員等が出席できない場合には、金融先物取引業務を統括する責任者（部長相当職の者をいう。）を代理人とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず、第2項の聴聞を行う場合には、内部管理担当役員等は、聴聞の期日への出席に代えて、当該期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができる。

以下略

附 則(2022.●.●)

この改正は、2022年●月●日から施行する。

第4条 本協会は、規則第9条第2項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、会員代表者に通知するものとする。

2 (略)

3 第1項の審問又は前項の聴聞は、内部管理担当役員の出席を求めて行うものとする。ただし、内部管理担当役員が出席できない場合には、金融先物取引業務を統括する責任者（部長相当職の者をいう。）を代理人とすることができる。

4 前項の規定にかかわらず、第2項の聴聞を行う場合には、内部管理担当役員は、聴聞の期日への出席に代えて、当該期日までに陳述書及び証拠書類又は証拠物を提出することができる。

以下略